

「感染対策期」

4月8日(木)～4月21日(水)

4月22日(木)～5月19日(水)

期間延長

感染拡大を抑えるため、すべての

県民・事業者の皆さんの

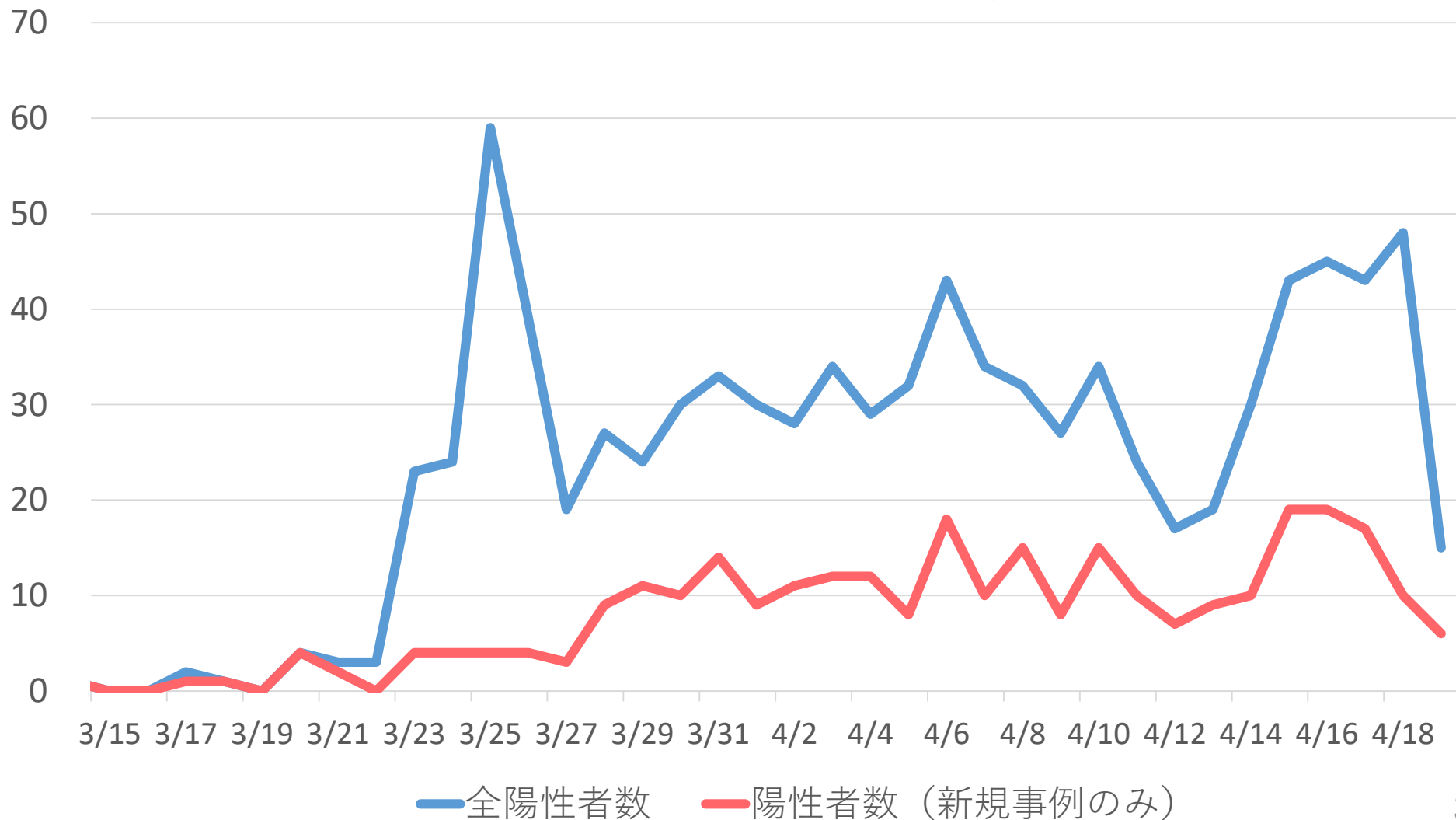
具体的な行動変容が不可欠です。

- 松山市繁華街クラスターに端を発した感染が、県内に広く拡散・浸透し、県全体への感染まん延の危機
- 医療負荷は、既に危機的水準に達し、一般医療への制約に加え、救急医療へも影響が及びかねない局面
- 皆さん自身はもちろん、大切な家族、友人の健康と命を守るため、外出や人との接触を可能な限り避け、感染回避を最優先にした行動を

「感染拡大」リスクが、松山市から県下全域に広がりつつある

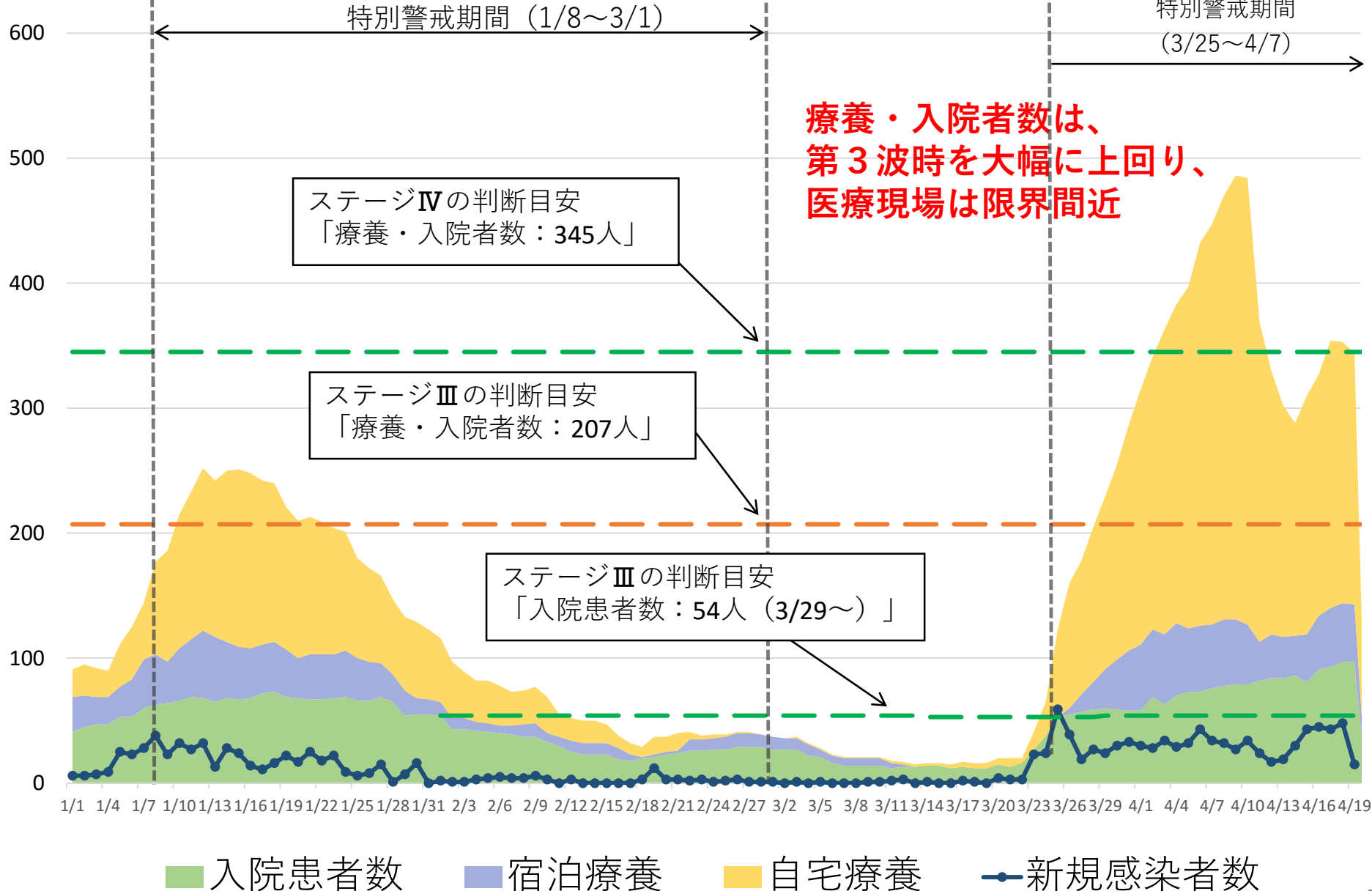
- ・松山市繁華街クラスターを端緒に、**松山市内は「市中感染のまん延」状態に。**
- ・さらに、松山市から他市町に飛び火し、**県下全域で感染拡大局面に突入。**

陽性者数の推移（愛媛県）

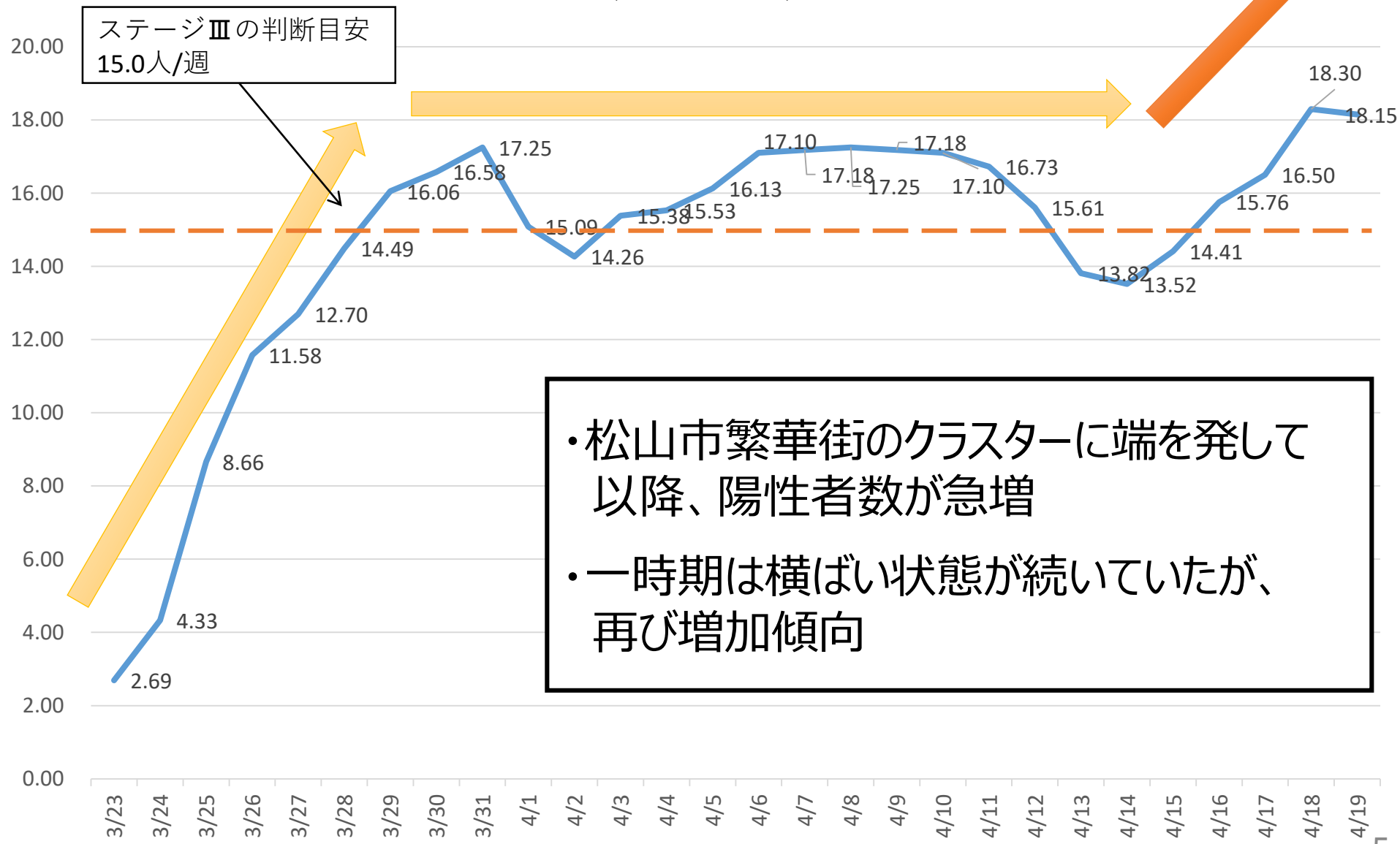


1月以降の入院者数等の推移

感染対策期4/8～
特別警戒期間
(3/25～4/7)



直近1週間の人口10万人あたりの陽性者数 (県全体)



- 松山市繁華街のクラスターに端を発して以降、陽性者数が急増
- 一時期は横ばい状態が続いていたが、再び増加傾向

皆さんとともに目指す目標

仕事、プライベートを含め
外出を少なくとも
5割削減！

主要要請内容

【本日から】

○不要不急の外出自粛

【4月22日から】

○営業時間の短縮要請①

●松山市内繁華街→松山市内全域

・酒類提供飲食店→全ての飲食店

・21時まで→20時まで

・協力した飲食店へ協力金を支給

○商業施設の催事延期を検討₇

主要要請内容

【4月26日から】

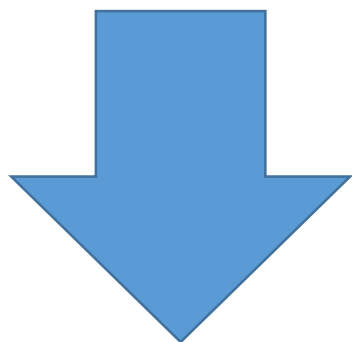
○営業時間の短縮要請②

●松山市を除く県内全域

- ・酒類を提供する飲食店
- ・21時まで
- ・協力した飲食店へ協力金を支給

「普通に生活をしていたら感染しないのでは？」

これまでと
全く異なる
状況



- ✓ 変異株の感染力の強さ
- ✓ 市中感染の度合い

感染リスクの高い行動ではなく、**日常生活の中で感染する事例が多数確認**されています。

不要不急の外出自粛が重要です！

- 人との接触をできるだけ避けてください。
- 正しいマスク着用、こまめな手指消毒も大切です。

感染リスクの高い具体的な行動歴

例①：感染対策が不十分な飲食店を利用
二次会等で長時間にわたる飲み会やカラオケ

例②：発症者（軽症）が外出を控えず、出勤や会食、
大型ショッピングモールでの買い物

日常生活の中で感染した事例

例①：町内会等の地域の集まりや友人達とのスポーツ
の練習

例②：親戚や友人とのバーベキューやホームパーティー

「感染対策期」の要請内容等

項目	4月21日まで	4月22日以降
対策期間	4/8(木)～4/21(水)	4/22(木)～5/19(木)
期間名称	「感染対策期」	「感染対策期」を継続
要請・協力依頼内容	<ul style="list-style-type: none"> ・外出や人との接触、会合の機会を減らす ・松山市との往来自粛 ・感染拡大地域（首都圏やまん延防止等重点措置の適用都道府県）への不要不急の出張・往来自粛 ・不要不急の外出自粛<<松山市限定>>【法要請】 ・会食の注意【法要請】 	<<県下全域>>※4月19日(月)から <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の外出自粛 ・松山市との往来自粛 ・県外との不要不急の往来自粛 ・会食の注意【法要請】
	「5つの場面」の注意【法要請】	継続【法要請】
	<u>テレワーク、時差出勤の利用促進、職場内の感染防止対策の徹底【法要請】</u>	<u>徹底した感染防止対策の実行【法要請】</u>
	<u>酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮の要請（協力金を含む）【法要請】</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・松山市内の飲食店への営業時間短縮の要請（協力金を含む）【法要請】（4月22日から） ・松山市以外の酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮の要請（協力金含む）【法要請】（4月26日から）
	業種別ガイドラインの実践【法要請】	継続【法要請】
	医療・高齢者施設の面会制限	継続
	学校活動の制限	継続
	<ul style="list-style-type: none"> ・身体接触を伴う活動等は行わない【全県】 ・練習試合等の対外交流禁止【全県】 ・公式大会は、無観客での実施を主催者に要請 ・教員の見守り活動を強化【全県】 	継続 <u>学校活動全般で校外との交流を禁止【全県】</u>
	県主催の集客イベントの延期・中止	継続
	県管理施設の使用の制限	継続

「感染対策期」の要請内容の要点

目標：外出を少なくとも5割削減

【県民・事業者の皆さんへの要請】

- 不要不急の外出自粛
- 松山市との不要不急の往来自粛
- 県外との不要不急の往来自粛
- 会食の注意

【事業者の皆さんへの要請】

- 飲食店への営業時間の短縮要請【松山市】
- 酒類を提供する飲食店への営業時間の短縮要請【松山市以外】
- 徹底した感染防止対策の実行

感染を抑え込むための要請内容(詳細)

【県民の皆さんへの要請】(特措法第24条9項)

○不要不急の外出自粛(夜だけではなく、日中も含めて)

- 外出等は、原則、同居する家族のみで。回数も可能な限り減らす。
- 混雑する場、時間帯を避け、人との接触を可能な限り避ける。
- 感染防止対策(マスク、手指消毒、アクリル板、人と人との距離、換気など)がとられていない飲食店は利用しない。
- 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしない。

○松山市との不要不急の往来自粛

感染を抑え込むための要請内容(詳細)

【県民・事業者の皆さんへの要請】（特措法第24条9項）

○県外との不要不急の往来や出張の自粛

- やむをえない往来や出張時は、訪問先自治体の注意事項に従うなど、感染回避行動を徹底
- 帰県後 2 週間は体調管理に留意し、感染リスクの高い行動をした方は、外出を控え、人と会わない
- 県外の家族や親族、友人、取引先等に対して、来県・帰県を控えるよう呼びかけ

感染を抑え込むための要請内容(詳細)

【県民・事業者の皆さんへの要請】（特措法第24条9項）

○ 会食の注意

- 会食は4人以下で。
- 毎日顔を合わせ、感染リスクの高い行動のない人と。
- 席の間隔を十分空けて。
- 大声を出さない。羽目を外さない。
- 長時間の飲食は避ける（2時間以内）。
- 感染対策がとられたお店を利用する。

■ 会食に関する注意事項 ■

- ① **店側の感染対策ができていることを確認**
《飲食店を選ぶ際のポイント》
座席の間隔の確保、従業員のマスク着用、消毒液の設置、換気の徹底
- ② **参加者の2週間以内の行動歴を確認**
「深夜に及ぶ繁華街での飲食をはじめ5つの場面に該当する感染リスクの高い行動」がないこと
- ③ **当日の体調不良者がいないことを確認**

感染を抑え込むための要請内容(詳細)

【事業者（松山市内）】

○ 飲食店に対する営業時間短縮の要請（特措法第24条9項）

[対象] 松山市内の食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

[内容] 営業5～20時まで、酒類提供11～19時まで

[期間] 令和3年4月22日(木)午前0時～5月19日(水)24時まで

[根拠] 営業時間短縮の協力要請【特措法24条9項】

○ 営業時間短縮に協力した飲食店に対する協力金

[中小企業] 前年度又は前々年度の

1日当たりの売上高に応じて3～7万5千円/日

➤ 1日当たりの売上高が10万円以下の場合

一律3万円/日を支給 ➡ $3万円 \times 28日 = 84万円$

➤ 1日当たりの売上高が10万円超の場合

1日当たりの売上高 $\times 0.3$ (千円単位に切上げ：上限7万5千円/日) $\times 28日$

※大企業等については、1日当たりの売上高の減少額を基に算出する方式を選択可
(上限20万円/日)

感染を抑え込むための要請内容(詳細)

【事業者（松山市以外の地域）】

○ 酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮の要請

[対象] 県内（松山市以外）の食品衛生法の飲食店営業許可を受け、酒類を提供している飲食店

[内容] 営業5～21時まで、酒類提供11～20時30分まで

[期間] 令和3年4月26日(月)午前0時～5月19日(水)24時まで

[根拠] 営業時間短縮の協力要請【特措法24条9項】

○ 営業時間短縮に協力した飲食店に対する協力金

[中小企業] 前年度又は前々年度の

1日当たりの売上高に応じて2万5千円～7万5千円/日

➤ 1日当たりの売上高が8万3,333円以下の場合

一律2万5千円/日を支給 ➡ $2万5千円 \times 24日 = 60万円$

➤ 1日当たりの売上高が8万3,333円超の場合

1日当たりの売上高 $\times 0.3$ （千円単位に切上げ：上限7万5千円/日） $\times 24日$

※大企業等については、1日当たりの売上高の減少額を基に算出する方式を選択可
（上限20万円/日）

事業者向けの支援制度の創設（準備中）

【事業者に対する支援】

○ 時短営業や外出自粛等の影響を受ける事業者向けの支援制度の創設（準備中）

- ・ 1月～5月のうち、任意の月の売上げが前（前々）年同月比で50%以上減少した事業者
- ・ 時短協力金の受給者は対象外

※感染対策等、将来に向かって効果が持続する形で活用いただく

感染を抑え込むための要請内容(詳細)

【事業者の皆さんへの要請】(特措法第24条9項)

○徹底した感染防止対策の実行

- 職場での飲み会は自粛
4人以下で実施する場合も、普段顔を会わせている人と長時間を避ける(2時間以内)など、感染リスク回避を徹底
- テレワーク、時差出勤の利用促進
- 日常の執務室だけでなく、更衣室・休憩室等も含めた職場内の感染拡大防止対策の徹底
- 毎日の検温と報告など、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨
- 松山市や県外への出張は、ウェブの活用や延期などで代替
- 従業員等に対し、営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう求める。
- 不要不急の外出の誘発や混雑につながる催物、販促セール等は、見送りや延期を検討【商業施設】
- カラオケ設備の利用自粛【飲食を主とする店舗でカラオケ設備のある店】

○業種別ガイドラインの実践

イベント等の取扱い(詳細)

【県の取扱い】

【イベント関係】

- 参加者が特定できない集客イベントは県下一円で延期又は中止（県主催イベント）

【県管理施設関係】

- 県管理施設のうち**集客施設**（とべ動物園、えひめこどもの城、南レク、総合科学博物館、歴史文化博物館）は**閉館**
- その他の集客施設は入場制限の上、開館
- 県管理施設の貸館利用（予約済みに限る）は継続
- 県管理施設でのイベントは、以下の**許可条件を付して、使用を許可**

<許可条件>

- ・ガイドラインの遵守等、感染対策の徹底
- ・イベント参加者全員の把握と、陽性者が発生した場合の連絡先の把握

学校活動の制限等

【学校関係】

- 身体接触や発声等が伴う活動は行わない【全県】
- 学校活動全般で校外との交流を禁止【全県】
 - ▶ 公式大会は、感染防止対策を強化し、無観客での実施を主催者に要請
- 教員による見守り活動を強化【全県】

【その他】

- 県内宿泊旅行代金割引の新規発行中止の継続【全県】
- GoToイート食事券の追加販売は当面の間延期【全県】

対策の周知徹底とモニタリング等

【市町に依頼】

- 地域住民、事業者等への注意喚起と感染対策の徹底
- 集客施設等における入込状況の確認

【県警に依頼】

- 時短営業や人出の減少などに乗じた犯罪抑止に向けたパトロールの強化

以下は、まん延防止重点措置への
要請または適用決定後に使用

県・市町連携 えひめ版事業者応援事業（案）



県内の時短要請や外出自粛等の影響を受けた事業者に対し、感染対策期を乗り越え、さらには縮小期以降の反転攻勢時にも感染拡大を予防する、**将来に向かって効果が持続する経費を「応援金」として支給**

概要	時短要請期間や感染対策期間等（R3年1月～5月）の影響を受ける事業者に対して、 3密回避の徹底をはじめとする経費への補助を「応援金」として支給 し、感染対策期を乗り越え、さらには縮小期以降の反転攻勢時にも効果が持続する形で支援を実施
要件	<ul style="list-style-type: none">○応援金を感染対策に活用 ※3密回避の徹底（アクリル板やCO2センサー等の設置）○R3年1月～5月のうち、任意の月の売上げが前（前々）年同月比で50%以上減少○時短協力金、まん防重点措置に伴う一時支援金の受給者は対象外
支給額	中小企業者等：20万円 個人事業主：10万円 （1事業者につき1回限り）
補助スキーム	市町が事業者に支給した額の1/2以内 <pre>graph LR; A[県 (10万円)] -- 補助 --> B[市町 (+10万円)]; B -- 支給 --> C[事業者 (20万円)];</pre>

ガイドライン遵守の働きかけや指導等を行う「飲食店見回り隊」(案)

【目的】松山市内の飲食店における、ガイドライン遵守状況や、営業時間短縮の状況を現地確認し、必要に応じて改善指導や啓発を行うことにより、感染に対する県民の不安解消・意識啓発につなげる。

1 ガイドライン遵守状況の確認・指導

実施期間	R3年4月22日(木)～5月19日(水) 営業時間内
対象店舗	松山市内の飲食店 約6,500店舗
活動内容	1班2名体制で20班 を編成 ※委託調査員(県職員も随時同行) ・各班が1日当たり15店程度を現地訪問 ・ガイドラインの遵守状況を確認し、必要に応じて改善指導や啓発活動を実施。

2 時短要請対応状況の確認

実施期間	R3年4月22日(木)～5月19日(水) 20:30～
対象店舗	松山市内の飲食店 約4,000店舗
活動内容	1班2名体制で10班 を編成 ※委託調査員(県職員も随時同行) ・各班が1日当たり30店程度を現地訪問 ・時短要請の対応状況を確認し、必要に応じて改善指導や啓発活動を実施。

3 スケジュール

委託事業者
公募開始

※当面は県職員のみ
活動開始

松山市内の全飲食店を現地確認

委託事業者決定

4/19

4/22

4/23

5/19

25

新型コロナ予防対策 愛顔の安心飲食店認証制度（案）



1 目的

- 県民等が新型コロナ感染症に対して**安心して利用できる飲食店を県が認証**
- 県が認証店を積極的にPR**することで、**感染予防の裾野拡大と経済活動**を両立

対 象

- ・県内に所在する飲食店（食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋、バー等）
- ・県の指導や業界団体のガイドライン等を遵守し、自ら予防に取り組む店舗

認証基準

- ・県の指導項目や業界団体のガイドライン全ての項目を適用
- ・県作成のチェックリスト全項目について適切な対策を実施

2 認証手続・利用者の評価システム

認 証 手 続 の 流 れ

STEP①	STEP②	STEP③
申請書類の提出 <ul style="list-style-type: none">・申請書・チェックリスト等	県の実地調査 <ul style="list-style-type: none">・現場確認や指導〔不備、要改善の場合は、 専門家からアドバイス〕	認証書等の交付 <ul style="list-style-type: none">・認証書・認証ステッカー (QRコード付き)

利用者の評価システム

(質の確保・向上)

- ・利用者はQRコードを読み込み、取組状況の評価（コメント）
- ・県は利用者の評価を把握し、必要に応じて抜き打ち調査

3 認証期間・訪問指導等

- 認証期間：**当面1年間**（ガイドラインの改定状況を踏まえ、更新等を検討）
 - 訪問指導：認証後、**随時訪問**（2か月に1回程度）し、状況確認や改善ポイント等を助言
- ※認証店舗を県HP等で積極的にPRし、**コロナ対策の他店舗への波及**を図る。

感染拡大を防ぐための対策

○病床の確保

・「救急・一般医療からの振り替え」により、新たに40床程度の確保が可能。

区分		即時可能病床	使用率	振替後病床数
重症	県全体	10床程度	9割程度	15床程度(+5)
中等症	県全体	110床程度	6割程度	145床程度(+35)
	東予	30床程度	4割程度	30床程度(+5)
	中予	60床程度	8割程度	80床程度(+20)
	南予	20床程度	5割程度	30床程度(+10)

○宿泊療養施設の追加確保

- ・基本的に無症状の方を対象とした宿泊療養施設として、新たに、松山市内の「**ホテル泰平 別館**」を確保（**確保部屋数91室**）。
- ・4月23日を目途に受け入れ態勢を整備。

施設名	確保部屋数	運用開始日
奥道後 壱湯の守 別館	80室	R2.4.23～
たいよう農園古三津	62室	R2.12.14～
(新) ホテル泰平 別館	91室	R3.4.23～

感染拡大を防ぐための対策

○ 高齢者施設職員の一斉検査の実施

・実施地域

松山市、新居浜市、西条市、宇和島市

※感染状況を見極めながら対象地域を選定

・対象者

第一段階・特別養護老人ホーム(約4,000名)

第二段階・認知症高齢者グループホーム

第三段階・軽費老人ホーム、有料老人ホーム等

○ 高齢者施設等における自主検査補助

・期間：3/25（木）～当面の間

・対象者：施設等が検査が必要と判断した職員

・上乗せ補助等実施市町（予定含む）：12市町

宇和島市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、西予市、上島町、
久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、鬼北町

イベントの開催についての要請(詳細)

【イベント開催の要件】

期間	収容率		人数上限
4月●日 ～5月19日	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの	5,000人以下
	<ul style="list-style-type: none"> ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの（※1） 	ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%（※2）以内 (席がない場合は十分な間隔)	

※1 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※2 「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。